

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和18年12月31日まで)

秋 本 人 安 第 4 号
令 和 8 年 1 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県少年警察ボランティア大学生少年サポーター運用要綱の制定について（例規）
少年警察活動を社会情勢等を踏まえ、少年と年齢が近く、少年の心情や行動を理解できる大学生を、ボランティアとして引き続き継続的かつ効果的に推進するため、新たに別添「秋田県少年警察ボランティア大学生少年サポーター運用要領」のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「大学生少年サポーター運用要綱の一部改正について（例規）」（令和7年5月20日付け秋本人安第85号）は3月31日をもって廃止する。

この担当 人身安全対策課少年サポート係（☎3092）

別添

秋田県少年警察ボランティア大学生少年サポーター運用要綱

1 趣旨

この要綱は、秋田県少年警察ボランティア大学生少年サポーター（以下「サポーター」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 運用の目的

非行や犯罪被害に巻き込まれ、その立直りに困難を抱える少年に対する支援活動等を効果的に推進するため、少年の非行防止活動及び健全育成活動に意欲と熱意を有する大学生を少年警察活動の協力者としてサポーターに委嘱し、少年と近い目線による活動を通じた少年の立直り及び非行の防止を図ることを目的とする。

3 サポーターの活動内容

サポーターは、警察職員と連携して次の活動を行うものとする。

- (1) 立直り支援活動
- (2) 非行防止・健全育成活動
- (3) 広報啓発活動

4 委嘱等

(1) 委嘱

警察本部長は、公募により次の要件に該当する者を選考し、サポーターに委嘱するものとする。

ア 秋田県内に居住し、大学（短期大学を含む。）に在籍していること。

イ 人格及び行動が健全かつ模範的であること。

ウ 少年の非行問題や立ち直り支援等に関心を持ち、任務の遂行に熱意を有すること。

エ 心身共に健康であること。

(2) 委嘱書

警察本部長は、前記(1)の規定によりサポーターを委嘱する場合には、委嘱書（様式第1号）を交付するものとする。

(3) 人員

10人

(4) 任期

任期は1年とし、再委嘱することを妨げない。

(5) 解嘱

警察本部長は、サポーターにボランティアとしてふさわしくない非行があったと認められる場合、休学・退学その他任務の遂行に適さない事由があると認められる場合又はサポーター本人から解嘱の申出があった場合には、任期中にかかわらずこれを解嘱することができるものとする。

5 要請

サポーターを要請する際は、大学生少年サポーター派遣要請書（様式第2号）により、生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）に要請すること。

6 活動の記録等

警察署長は、サポーターの活動後、大学生少年サポーター活動記録簿（様式第3号）により、人身安全対策課長に報告するものとする。

7 運用上の留意点

- (1) サポーターによる活動は、少年サポートセンターの警察職員と共に行うものとする。サポーターは、個別に対象少年と連絡等を行わないこと。
- (2) サポーターが活動を行う場合は、ネームプレート（様式第4号）を着用すること。ただし、活動に支障が生ずると人身安全対策課長が認める場合は、この限りでない。
- (3) サポーターの活動が人権侵害等に及ぶことのないように留意すること。
- (4) サポーターは、活動を通じて知り得たことについて、漏らすことのないよう、これを厳守すること。解嘱後も同様とする。

8 謝金

サポーターに対しては、謝金を支給する。

9 災害時の補償

サポーターの活動における災害等に関する補償は、少年警察ボランティア団体総合補償保険により取り扱うものとする。

10 事務処理

サポーターの運用に関する事務処理は、生活安全部人身安全対策課が行うものとする。